

**新潟市自治基本条例の
見直しに関する提言
(素案)**

平成24年11月

新潟市自治基本条例検討委員会

目次

はじめに	1
1 委員の意見・提言	2
2 委員会の概要	9
(1) 委員名簿	9
(2) 会議の開催状況	10

はじめに

1 委員の意見・提言

◆ 総括

◆ 意見・提言

用語の使用について (第2条、第6条関係)

- ・市が、「参画」などの用語を使用する場合において、本条例で定義されている主旨を十分にふまえ、使用しているか検証すべきである。

市政世論調査 (第11条関係)

- ・市民の要望だけを聴くのではなく、コストや将来見込まれる負担などを考えても必要なかどうかを含めて聴く調査とすべきである。そのために、これまで以上に情報を公開することが必要である。

新潟市人材育成基本方針 (第12条関係)

- ・市民サービスの水準を維持するため、職場や職種に応じて教育訓練を行うことが必要である。
- ・人員削減が市民サービスの低下を招かぬよう、正職員・臨時職員・再任用職員の役割や仕事内容を考慮した人員配置を行うべきである。

新潟市職員の提案に関する規程 (第12条関係)

- ・改善提案件数が増えていることは、職員が問題意識を持っているということなので、前向きな姿になっていると思う。
- ・改善提案が上司の方針と違った場合に、マイナスのインセンティブが働かない提案制度でなければならない。

新・新潟市総合計画（第13条関係）

- ・ 策定においては、現行の総合計画の策定時と同様に、市民参画の機会を十分に設け、市民と行政との共通認識を育てていくことが必要である。
- ・ 単年度予算で動いていく中で長期計画をつくるのは、施策を拘束するのではないかという点と、将来像が必要ではないかという点の両方があることをふまえ、市としてどうすべきなのかを議論していく必要がある。
- ・ 地方自治法の改正により、基本構想の策定義務がなくなったが、条例第13条にもあるとおり、市政の方向性を定める何らかの方針や計画は必要と考える。ただし、計画期間が長期にわたることから、その時々々の社会経済情勢や各地域の状況をふまえて策定するなどの注意が必要である。

事業仕分け（第14条関係）

- ・ 事業内容を市民の視点から改めて見直す良い機会である。
- ・ 対象事業の選定理由や事業内容を分かりやすく広報することで、市民全体が注目し、理解を深めていく空気が醸成され、協働の推進にもつながると考える。

新潟市附属機関等に関する指針（第16条関係）

- ・委員を公募することは、市民参画の大切な仕組みのひとつであり、できるだけ多くの市民が応募しやすいよう、公募期間や選考方法を工夫するとともに、対象となる附属機関等の活動内容をさらに広報する必要がある。
- ・公募委員の併任数については、意欲ある市民の参画機会を増やすということから複数の附属機関の委員に就任することを認めるべきとの考え方がある一方で、現行通り、より多くの市民に参画機会を提供するということから併任を認めない考え方もある。
- ・市民参画を得た附属機関等での審議が実りあるものとなるよう、会議資料の事前配布など、会議運営に関しての指針の留意事項を遵守すべきである。

新潟市市民意見提出条例（第17条関係）

- ・意見の募集期間については、案件に応じて期間を設定するなど、市民が意見を提出しやすくなるよう配慮をすべきである。
- ・提出された市民意見に対しては、現在、市の考え方をホームページへ掲載するとされているが、市民意見を大切に扱う姿勢を表す意味でも、何らかの形で意見提出者に回答してもらいたい。

協働の推進について（第19条関係）

- ・協働の担い手である諸団体の状況は様々であり、協働の手法も変化してきていることから、市民にも協働のあり方の変化を分かりやすく示すとともに、これらに対応できる職員の資質向上を図ることが必要である。
- ・そのためにも、「市民活動の手引き 2006」については、市民と行政が協働して見直すべきである。

市政相談（第 22 条関係）

- ・ 市政相談で寄せられる案件は、国や県など、市以外が行っている業務に関するものや、双方に関するものがあることから、これまで以上に関係機関と連携するよう検討すべきである。

行政評価等について（第 23 条関係）

- ・ 市の施策について、市民の視点からの評価をさらに導入できる部分がないか検討すべきである。
- ・ 特に区では身近な市民サービスを多数行っていることから、市民が評価に参加する仕組みが必要と考える。

区における行政運営について（第 25 条関係）

- ・ 区役所は、市民参画や協働の推進において中心的な役割を果たしているが、さらに市政のメインステージとして機能するよう、裁量権を拡大すべきである。
- ・ 市民参画や協働の機会を、これまで以上に積極的に設けるべきである。
- ・ 地域の特性及び独自性を尊重した地域自治を推進するため、各区特有の課題について、市と市民が検討し解決していくことが大切である。

区ビジョン（第 25 条関係）

- ・ 区ビジョンまちづくり計画に、工程表や担当部署の明示があるとよい。

特色ある区づくり予算（第 25 条関係）

- ・事業の実施期間は原則 3 年であるが、区にとって有意義なものは、その必要性などを判断したうえで、事業が継続できる方策を検討すべきである。

区政懇談会（第 25 条関係）

- ・一般の区民は、区政について区長や区役所と直接意見交換できる機会が少ないことから、可能な限り区民に開かれた形で実施した方がよい。

コミュニティ協議会（第 27 条関係）

- ・コミュニティ協議会は、様々な世代や団体が関わりながら、各地域の実情に応じた形で運営されるのが望ましい。そのためにも、他区での取り組みなどの実例や関係する制度等について、情報共有を図るべきである。
- ・コミュニティ協議会が活動する際には、人件費、活動拠点、事務用品の調達などで苦慮する部分もまだあるが、各区に開設されたまちづくりセンターに活動拠点ができるなど、条例の精神が徐々に生かされてきており、今後も地域の実情に合った支援策が必要である。
- ・自主自立の組織として活動を継続するためには、財源確保の方策や運営体制などを住民自らが考える必要がある。

新潟市区自治協議会条例 (第 28 条関係)

- ・ 区自治協議会の活動を活発にし、認知度を高めることで、地域の人材を確保していくことが必要である。
- ・ 地域の活動は、多くの女性が現場を支えているのが実状であるが、今後は、これまで以上に、事業等の企画段階から女性の参画、協働が重要であり、女性の登用が必要である。
- ・ 男女比率を含めた委員構成の考え方については、どの程度区に自治を認めるかということと大きく関係している点に留意すべきである。

国際社会との交流及び連携 (第 29 条関係)

- ・ 観光客誘致や文化・スポーツ・教育交流などの取り組みについては、より高い効果が生まれるよう、関連情報を一元化し、関係者間で連携して戦略的に取り組むべきである。

その他

- ・ 市民に、条例がより一層周知されるよう、わかりやすいパンフレットの作成などに積極的に取り組むべきである。

2 委員会の概要

(1) 委員名簿

氏名	現職名等	備考
岩橋 茂夫	公募委員	
栗山 靖子	(有) ビープロデュース代表取締役	
郷 扶二子	坂井東小学校地域教育コーディネーター	
坂上 たん	民生委員・児童委員協議会連合会副会長	
新藤 幸生	秋葉区自治協議会会長	
長谷川美香	特定非営利活動法人まちづくり学校校長	
馬場 健	新潟大学大学院実務法学研究科准教授	副委員長
原 敏明	事業創造大学院大学教授	委員長
樋口 玲子	公募委員	
若井 千恵	西区自治協議会委員	
若林 馨	巻地区まちづくり協議会事務局長	

(敬称略・五十音順)

(2) 会議の開催状況

第1回 (平成24年7月9日)

- ・ 新潟市自治基本条例についての説明
- ・ 今後の委員会の進め方についての検討

第2回 (平成24年7月25日)

- ・ 関係条例、制度等の現状と課題の整理①
---第3章第1節 [第13条～第14条]

第3回 (平成24年8月10日)

- ・ 関係条例、制度等の現状と課題の整理②
---第3章 第2節 [第15条～第19条]
第3節 [第20条～第24条]

第4回 (平成24年8月31日)

- ・ 関係条例、制度等の現状と課題の整理③
---第4章 [第25条～第28条]、第5章 [第29条]

第5回 (平成24年10月12日)

- ・ 関係条例、制度等の現状と課題の整理④
---第1章 [第1条～第5条]
第2章 [第6条～第7条、第11条～第12条]

第6回 (平成24年10月29日)

- ・ 提言書（素案）の検討①

第7回 (平成24年11月9日)

- ・ 提言書（素案）の検討②